

1 北海道富川高等学校父母と教師の会会則

第1章 総則

第1条 本会は北海道富川高等学校父母と教師の会、略称富川高校PTAと称する。

第2条 本会は家庭と学校の連携を密にし、相互の理解と協力によって、教育の振興を図ることを目的とする。

第3条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 会員相互の研修を深め、成人教育の振興
- (2) 学校の教育活動及び教育環境整備の援助
- (3) 会員相互の親睦
- (4) その他、本会の目的を達成するために必要な事項

第4条 本会は次の会員をもって組織する。

- (1) 富川高等学校に在学する生徒の保護者及び教職員
- (2) 本会の目的に協賛する者

第2章 役員

第5条 本会に次の役員を置く。

- | | |
|------|-----|
| 会長 | 1名 |
| 副会長 | 複数名 |
| 会計監査 | 2名 |
| 会計 | 1名 |
| 事務局長 | 1名 |

第6条 役員の仕事は次のとおりとする。

- | | |
|------|-------------------------|
| 会長 | 会長は本会を代表し、会務を統括する |
| 副会長 | 副会長は会長を補佐し、会長が不在の時は代行する |
| 会計監査 | 会計監査は会計事務を監査する |
| 会計 | 会計は会計事務を処理する |
| 事務局長 | 事務局長は会務の処理を統括する |

第7条 会長、副会長、会計監査は総会において会員の中から選任する。ただし、副会長の1名は、校長とする。

2 会計、事務局長は会長が委嘱する。

第8条 役員の仕事は1カ年とする。ただし再任は妨げない。

第9条 本会に顧問を置くことができる。顧問は会長が推薦し、役員会の承認を得る。

第3章 会議

第10条 総会は本会の最高の議決機関であって、毎年4月～5月中に定期に開催する。ただし、必要ある時は臨時に総会を開くことができる。

第11条 総会は次の事項について議決する。議決は出席会員の過半数の賛同を得なければならない。

- (1) 予算及び決算に関する事項
- (2) 役員の仕事
- (3) 会則の改正
- (4) その他本会の事業に関する重要な事項

第12条 役員会は本会則第5条に定める役員、校長及び事務局員で構成し、会務に関する事項について議決することができる。ただし、議決した事項については総会に報告し承認を得なければならない。役員会は会長が必要と認めるとき、随時開催することができる。

第4章 専門委員会

第13条 本会に次の専門委員会を置く。

- (1) 研修委員会
- (2) 広報委員会
- (3) 生活委員会

第14条 専門委員会は次の業務を行う。

- (1) 研修委員会
 - ア 研修活動の企画運営
 - イ 各種研修会への参加
 - ウ 支部及び学年委員会の活動支援

エ P T Aレクリエーションなどの企画運営

オ その他関係する事項

(2) 広報委員会

ア P T A会報「坂道」の発行

イ P T A研修に関する広報

ウ 各種研修会への参加

エ 支部及び学年委員会への広報援助

オ その他関係する事項

(3) 生活委員会

ア 生活指導に関する研修会への参加

イ 青少年健全育成に関する研修の企画運営

ウ 生活指導に関する地域との連携

エ 支部及び学年委員会への広報援助

オ その他関係する事項

第 1 5 条 各専門委員会は学年委員をもってこれを組織する。

2 各専門委員長は専門委員の中から互選する。

第 5 章 学年委員会

第 1 6 条 各学年に学年委員会を置く。

第 1 7 条 各学年委員会は各学級から 3 名ずつ選出された学級委員をもって組織する。

2 学年主任及び学級担任は必要に応じて学年委員会に出席することができる。

第 1 8 条 学年委員会は、次の事項について企画運営する。

(1) 学年及び学級に関する事項

(2) その他必要とする事項

第 1 9 条 学級委員は専門委員会のいずれかに所属する。

第 6 章 支部

第 2 0 条 削除

第 7 章 会計

第 2 1 条 本会の運営は入会金、会費及びその他の収入をもって行う。なお、これらの収納に係る事務については、校長を代行者とし、収納方法は校長に一任する。

2 会員の子弟が新たに入学した場合は、入会金の納入を要しない。なお、2 名以上の子弟が同時に入学した場合の入会金は会員 1 名分とする。

3 教職員は所定の会費の半額を納入する。ただし、教職員の子弟が入学した時は本規定の適用は受けない。

第 2 2 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 3 1 日に終わる。

第 8 章 事務局

第 2 3 条 本会の事務局を富川高等学校内に置く。

第 2 4 条 事務局に事務局長及び事務局員を若干名置く。

第 2 5 条 事務局は会務の処理を行う。

第 9 章 専決

第 2 6 条 会長は、会務の処理にあたってその一部を副会長である校長に専決させることができる。

2 副会長である会長に専決できる事務は、次のとおりとする。

(1) 会務処理に必要な起案文書の決裁に関すること。

(2) 予算の範囲内における支出事務に関すること。

第 1 0 章 補則

第 2 7 条 本会の運営に必要な細則は役員会の承認を得て会長が定める。

附 則 本会則は、昭和 2 7 年 7 月 7 日から施行する。

(昭和 4 1 ~昭和 5 9 年まで省略)

平成元年 4 月 2 3 日一部改正

平成 9 年 4 月 2 0 日一部改正

平成 1 6 年 4 月 2 9 日一部改正

平成 1 7 年 4 月 2 9 日一部改正

平成 2 3 年 4 月 1 7 日一部改正

平成 3 1 年 4 月 2 0 日一部改正

◎ 北海道富川高等学校父母と教師の会会則施行細則

第 1 条 会員の入会金は、1,000 円とする。

第 2 条 会費は、生徒一人当たり年額 9,360 円とする。

附 則 本施行細則は平成 15 年 4 月 1 日から施行する。
平成 17 年 4 月 29 日一部改正

2 北海道富川高等学校父母と教師の会 慶弔に関する細則

第 1 条 本細則は P T A 会則（以下会則という）第 28 条に基づき定めるものとする。

第 2 条 本細則は会則に定める会員の冠婚、葬祭、災害及び転退任等の際し、慶祝、哀悼の意を表すことを目的とする。

第 3 条 会員の葬祭及び災害に際しては、下記の基準により金品を贈呈する。

1 普通会员(生徒の保護者たる父母の死亡)	10,000 円
2 生徒の死亡	10,000 円
3 賛助会員の死亡	5,000 円
4 本会の功労者の死亡	別途協議
5 教職員の死亡(第 4 条による金額を加算する) (業務上の事故による時は別途協議)	10,000 円
6 災害見舞	別途協議
7 上項、1・2・4・5 項に花輪、弔電を贈る	

第 4 条 役員の退任に際しては特別審議の上、感謝状又は記念品を贈呈する。

第 5 条 その他この規程外のものは別途協議の上決定する。

附 則 本細則は昭和 41 年 4 月 1 日から施行する。
昭和 51 年 4 月 1 日一部改正
昭和 63 年 9 月 7 日一部改正
平成元年 4 月 23 日一部改正
平成 16 年 4 月 29 日一部改正
平成 23 年 4 月 17 日一部改正
平成 26 年 4 月 29 日一部改正
平成 29 年 4 月 22 日一部改正

3 北海道富川高等学校後援会会則

(名 称)

第 1 条 本会は北海道富川高等学校後援会と称し、事務局を北海道富川高等学校に置く。

(目 的)

第 2 条 本会は本校の教育の振興のための条件整備等をし、もって生徒の教育活動の向上を図ることを目的とする。

(事 業)

第 3 条 本会は前条の目的達成のために次の各事業を行う。

- 1 特別教育活動等の条件整備等に関する事業
- 2 本校教育振興に関すること
- 3 生徒会等の援助に関すること
- 4 その他必要と認められること

(会 員)

第 4 条 本会の会員は、P T A会員及び本会の趣旨に賛同するもの、並びに同窓生とする。

(役 員)

第 5 条 本会には次の役員を置き、任期は一年とする。ただし再任は妨げない。

- | | | |
|------|-----|---------------------|
| 会長 | 1名 | 本会を代表し、会務を総括する |
| 副会長 | 複数名 | 会長を補佐し、会長が不在の時は代行する |
| 監査 | 2名 | 会務及び会計事務を監査する |
| 会計 | 1名 | 会務の会計事務を処理する |
| 事務局長 | 1名 | 会長の指示により会務を処理する |
- 会長、副会長及び監査は総会において選出する。ただし、副会長の1名は校長とする。その他の役員は会長が委嘱する。

(会 議)

第 6 条 本会の会議は総会及び役員会とする。

第 7 条 総会は年一回、年度始めに開く。ただし、必要ある場合は随時に総会を開くことができる。

- 1 予算・決算に関する事項
- 2 役員の変更及び会則の改正等に関する事項
- 3 その他会務運営に関する事項

第 8 条 役員会は役員をもって構成し、会長はこれを招集する。

(会 計)

第 9 条 本会の経費は会費、寄付金及びその他を持ってあてる。なお、これらの収納に係る事務については、校長を代行者とし、収納方法は校長に一任する。

(専 決)

第 1 0 条 会長は、会務の処理にあたってその一部を副会長である校長に専決させることができる。

- 2 副会長である校長に専決できる事務は、次のとおりとする。
 - (1) 会務処理に必要な起案文書の決裁に関すること。
 - (2) 予算の範囲内における支出事務に関すること。

第 1 1 条 本会に顧問を置くことができる。顧問は会長が推薦し、理事会の承認を受けて、これを委嘱する。顧問は会長の諮問に応ずる。

附 則 本細則は昭和54年4月1日から施行する。

- 平成 元 年 4 月 2 3 日 一部改正
- 平成 1 7 年 4 月 2 9 日 一部改正
- 平成 2 3 年 4 月 1 7 日 一部改正
- 平成 2 9 年 4 月 2 2 日 一部改正
- 平成 3 1 年 4 月 2 0 日 一部改正

◎ 北海道富川高等学校後援会施行細則

第 1 条 会員の入会金は、500 円とする。

第 2 条 会費は、生徒一人当たり年額 11,640 円とする。

附 則 本施行細則は平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

4 北海道富川高等学校後援会細則（旅費支給細則）

第 1 条 本細則は富川高等学校後援会会則第 3 条に規定する事業のうち、生徒会活動に係る遠征旅費について定めるものとする。

第 2 条 前条の適用を受ける生徒は、下記条件を満たすこととする。

1 高体連主催または共催の大会

2 高野連主催の大会

3 高文連主催の大会

4 国体

5 全国商業高等学校協会主催の大会

6 その他、上記に準ずる大会

第 3 条 各部顧問の引率旅費については、前条にかかわらず支給する。

第 4 条 第 2 条・第 3 条に規定する旅費の金額は次のとおりとする。

1 出場生徒については、生徒会遠征費支出細則による。

2 引率旅費については、道に準ずる。

第 5 条 引率顧問の数については、別に協議する。

附 則 本細則は、昭和 54 年 5 月 12 日から実施する。

平成 23 年 4 月 1 日一部改正

平成 26 年 4 月 29 日一部改正